

報 道 資 料

平成 25 年 10 月 22 日

奈良県県土マネジメント部技術管理課

担当 建築技術係 角川、井ノ口

(電話 0742-27-7613) (直通)、内線 4451

建設リサイクル県内一斉パトロール

建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保を図るため、国土交通省が実施する全国一斉パトロールにあわせて、奈良県下全域で現地パトロールを行います。

パトロールの実施については、分別解体に伴う廃棄物の適正な処理、周辺環境の保全を確保するため、景観・環境局及び労働基準監督署と連携して行います。

1. 実施方針

① 目的

分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保

② 実施期間

平成 25 年 10 月 28 日 (月) ～ 平成 25 年 10 月 31 日 (木)

③ 対象区域

奈良県全域

④ 実施体制

- ・奈良県：県土マネジメント部 技術管理課、土木事務所
景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課、景観・環境総合センター

- ・国：労働基準監督署

〔 ※特定行政庁の奈良市、生駒市、橿原市については、別途、並行してパトロールを実施します。 〕

2. 重点検査項目

① 奈良県・特定行政庁

- ・建設リサイクル法に係る届出書の有無
- ・分別解体に係る施工手順、適切性
- ・廃棄物の搬出方法、処分に係る適切性
- ・石綿の処理方法、安全の確保、騒音・粉じん等の対策 など

② 国(労働基準監督署)

- ・石綿の事前調査の実施、掲示
- ・マスク着用や湿潤化など除去作業の方法の適切性
- ・労働者に対する特別教育の実施(石綿の有害性、粉じんの発散を抑制する措置等) など

3. 出発式について

日 時：平成 25 年 10 月 28 日 (月) 9 時 30 分 ～

場 所：桜井土木事務所 (桜井市上之庄 3 2 7)

出席者：県土マネジメント部次長、技術管理課参事、桜井土木事務所長、
景観・環境総合センター次長、関係各課職員、桜井労働基準監督署、
奈良県解体工事業協会

(※ 出発式の終了後、桜井土木事務所管内のパトロールを実施します)

4. パトロールの取材について

① 出発式取材・同行取材

平成 25 年 10 月 28 日 (月) に可能です。詳細についてはご連絡ください。

② 取材箇所

桜井土木事務所管内です。